

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士等の配置基準を改善するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第29条第5号中「屋外遊技場の面積は、前号」を「屋外遊技場の面積は、同号」に改める。

第30条第2項第3号中「20名」を「15名」に改め、同項第4号中「30名」を「25名」に改める。

第32条第2項第3号中「20名」を「15名」に改め、同項第4号中「30名」を「25名」に改める。

第45条第2項第3号中「20名」を「15名」に改め、同項第4号中「30名」を「25名」に改める。

第48条第2項第3号中「20名」を「15名」に改め、同項第4号中「30名」を「25名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（保育士等の数に関する経過措置）
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第24号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1)－(4) (略)</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1名につき 1. 98平方メートル以上、<u>屋外遊技場の面積は、同号の</u>幼 児1名につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各 号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15名</u>につき 1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる ときに限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25名</u>につき1名(法第6条 の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(1)－(4) (略)</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1名につき 1. 98平方メートル以上、<u>屋外遊技場の面積は、前号の</u>幼 児1名につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各 号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20名</u>につき 1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる ときに限る。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30名</u>につき1名(法第6条 の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)</p> <p>3 (略)</p>

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2名を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25名につき1名(法第6条

(職員)

第32条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30名につき1名(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2名を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30名につき1名(法第6条

の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育士等の数に関する経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による

の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に掲げる数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30名につき1名(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れるときに限る。)

3 (略)

改正後の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

1 改正の目的

「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」が準じる
「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、内閣府令の一部改正により、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士及び保育従事者の配置基準が改善されることとなりました。

このことから、「秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例」を一部改正するものです。

2 内閣府令の改正経過

(1) 令和 5 年 12 月 22 日

国の「こども未来戦略」において、幼児教育・保育の質の向上として、
75 年ぶりの配置基準と更なる処遇改善の方針が示される。

(2) 令和 6 年 3 月 13 日

内閣府令の公布

(3) 令和 6 年 4 月 1 日

内閣府令の施行

3 改正の概要

(1) 3 歳児の保育士及び保育従事者の配置基準

ア 改正前

おおむね 20 名に対し 1 名を配置

イ 改正後

おおむね 15 名に対し 1 名を配置

(2) 4、5 歳児の保育士及び保育従事者の配置基準

ア 改正前

おおむね 30 名に対し 1 名を配置

イ 改正後

おおむね 25 名に対し 1 名を配置

(3) 経過措置

保育士及び保育従事者の配置の状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準は適用しないこと

4 施行日

公布の日から施行する。

5 参考

(1) 本市の地域型保育事業について

	事業類型	定員	対象年齢	本市内設置状況
1	小規模保育事業 (条例改正対象)	6 から 19 名	原則 0 から 2 歳 ※ただし、市町村のニーズに応じて、3 歳以上の受入れ可	・つくしんぼ 保育園 ・煌星（きらほし） 保育園
2	家庭的保育事業 (条例改正対象外)	1 から 5 名		・コロちゃん 保育室 ・おかのうえ 保育室
3	事業所内保育事業 (条例改正対象)	事業所の従事者の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）		※市内病院（神奈川県川崎市鶴巻温泉病院、秦野赤十字病院）に設置されている保育所は、地域型保育事業における事業所内保育事業に該当しないことから、対象外となります。
4	居宅訪問型保育事業 (条例改正対象外)	—		—

(2) 基準変更に伴う影響について

本市内の小規模保育事業については、受入れ対象を 0 歳から 2 歳としていることから、条例改正による影響はありません。

なお、事業者を支払う給付の算定に当たっては、内閣府が定める公定価格に児童数を乗じて算出します。そのため、条例改正により小規模保育事業において新たな職員を配置したとしても、現時点では新たな財政負担は生じません。